

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和4年1月26日（令和4年（行情）諮問第112号）

答申日：令和6年7月3日（令和6年度（行情）答申第222号）

事件名：「特定日A許可 特定文書番号A」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる文書1ないし文書8（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは妥当であるが、別紙の4に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月23日付け国四整総情第1470号により四国地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

本来、国の土地であるかの協議し公開請求に対して、全部公開が妥当であり、有るべき書類を隠蔽する行為は、枉法行為であると主張する。よって、行政審査法（68条）（原文ママ）を請求し、特定地番A付近の旧特定個人A名義の土地に関する公開書類及び周辺の土地使用及び売買契約書に関する開示請求であり、全部公開を求める。また、行政文書（特定日B・協議・打合せ簿）にも記載し確認している資料（特定橋Aから特定橋Bの間で、堤防に関する工事や買収及び借地・開発申請書から境界許可の解除（特定年A）までの全ての資料と特定していながら、特定個人Aの境界許可の解除資料（特定年A時）とか、伺い書の抜取りをし、更に、土地境界立会確認書の国土調査法に基づく19条5項資料の・土地賃貸借契約書とかの契約年月日の黒塗り公開は可笑しい。また土地調書特定日C（基準点）特定地点の周りの名前等を公開しているのに、事件現場の一部黒塗りで公開している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和2年2月7日付け（同月25日付けで請求文書名を補正）で、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

処分庁は、請求文書名の補正を経て令和2年3月23日付け国四整総情第1470号により、本件対象文書を特定し、そのうち法5条1号又は2号イに該当する情報を不開示とし、その他の部分を開示する一部開示決定（原処分）を行った。

これを受け、審査請求人は、国土交通大臣に対し、令和2年4月20日付けで本件審査請求を提起した。

## 2 審査請求人の主張

（略：上記第2の2に同じ。）

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方

### （1）文書の特定について

審査請求人は、「有るべき書類を隠蔽する行為は、枉法行為であると主張する。」、「特定地番A付近の旧特定個人A名義の土地に関する公開書類及び周辺の土地使用及び売買契約書に関する開示請求であり、全部公開を求める。」、「行政文書（特定日B・協議・打合せ簿）にも記載し確認している資料（特定橋Aから特定橋Bの間で、堤防に関する工事や買収及び借地・開発申請書から境界許可の解除（特定年A）までの全ての資料と特定していながら、特定個人Aの境界許可の解除資料（特定年A時）とか、伺い書の抜き取りをし」などと主張しており、まず文書の特定を争っていると解されるので、以下検討する。

本件開示請求に先立つ特定日Bの審査請求人と処分庁との打合せにおいて、審査請求人は、堤防に関して買収した資料である特定道路に関する用地買収資料、堤防に（略）の土地が有るかどうかわかる資料（買収しているか知りたい）、今回実施する工事（堤防改修）の借地に関する資料、の開示請求を考えているとし、最終的に特定橋Aから特定橋Bの間の堤防に関する用地資料で有るもの全ての文書一覧を開示してほしいとのことであった。これに応じ、処分庁は、本件開示請求書の「別紙」に当たる一覧表を作成した。

令和2年2月7日に本件開示請求がなされたが、請求文書名は「特定地番B～特定地番C付近までの公図及び航空写真、登記、契約書、立会等の境界確認した資料と国が作製（原文は策政）した工事関係書類一式（用地）工事借地に係る及び国の取得に係るもの 特定橋A～特定橋Bまでの間の堤内外の資料（管理）特定日A許可特定文書番号Aの書類」と記載され、「別紙」リストに審査請求人が手書きで請求する文書を指定した。処分庁の用地企画課から、売買契約関係の文書は請求しないのか審査請求人に連絡し、開示請求書別紙図面の赤丸の隣接で国が取得、

使用した土地の契約書及び境界確認資料（その結果である図面を含む。）を請求する旨を確認した。処分庁は、令和2年2月18日付けで補正通知を発出し、審査請求人の意図に沿うと考えられる該当文書に丸を付けた別紙リスト案を添付した。審査請求人は、同年2月25日付けで補正後の開示請求書を処分庁に提出した。

しかし、補正後の開示請求書の別紙リストの末尾に、「（略）の土地に接するどちらかの契約書）14番 11番 お願いします。」と手書きで記載されており、土地の場所を特定することができないことから、処分庁は、同年3月2日に審査請求人に連絡し、補正後の開示請求書添付図面の赤丸に隣接する土地に関する文書であること、これについて「どちらかの契約書」ではなく、別紙リストの番号11、14の文書ともに該当があれば請求すること、同図面の赤丸に隣接しない土地に関する文書は不要であることを確認した。これに基づき処分庁が訂正した開示請求書を、参考までに審査請求人に郵送する旨審査請求人から了解を得た。

このように、審査請求人の請求意図を把握した上で処分庁の側で文書のリストを作成し、この中から審査請求人が選択あるいは加筆する形で本件開示請求を行っており、請求後も再三の補正や意思確認を行った上で原処分に至っており、文書特定は妥当であったといえる。

審査請求人は、「旧特定個人A名義の土地に関する公開書類」（特定個人Aは審査請求人の（略）である。）を請求したなどと主張するが、前記のとおり、「（略）の土地」では場所を特定できないため、土地の場所を審査請求人から確認し、その上で請求文書名を補正して原処分を行った。また、別紙リストの丸が付けられた文書のうち、図面赤丸の土地に接する「特定地域A、特定地域B、特定地域C」に関する用地買収及び借地に関する文書は全て特定し、特定地域D、特定地域E、特定地域Fは接しないため、対象外として除いている。

以上より、原処分の文書の特定は妥当である。

## （2）不開示部分について

### ア 登記事項等で明らかになっていないものについて

不動産登記法（平成16年法律第123号）14条1項の規定に基づき、登記所には地図及び建物所在図を備え付けるものとされている。この地図には、地籍調査等により現地を正確に測量して作成された「地図」（同法14条1項。以下「14条地図」という。）と、14条地図が作成されるまでの間、14条地図に代えて備え付けられる「地図に準ずる図面」（同条4項。以下「公図」という。）がある。また、個別に分筆登記等の表示登記を行っている土地は、古い登記では存在しない場合もあるが、一筆の土地の地積に関する測

量の結果を明らかにする「地積測量図」が登記所に備え付けられている（不動産登記令2条3号）。公図は、作成された年代などにより、その精度の違いは地域によって様々であるが、明治初期のような古くに作成された図面には、位置関係や境界、面積が現況とは著しく異なっていることがあり、そのような状況が広範囲に生じている地域もある。

用地取得において、公図と現地の状況が異なる場合には、分筆登記の前に公図を訂正する登記（以下「地図訂正」という。）を行うが、地図訂正は公図と現地の位置関係が合致するところまで測量が必要であるため、広範囲に著しく異なる場合、起業地外の土地所有者も含めて広範囲の協力を得る必要があり、多大な時間と労力を要する作業である。しかし、土地を一時的に賃貸借する場合は所有権の移転登記を伴わないことから、その前提となる分筆の登記や地図訂正は行わず、現地調査を行い判明した現に当該土地に関して権利を有する者と賃貸借契約を行うことが一般的である。

本開示請求に係る地域は、「14条地図」がない「公図」地域であり、賃貸借を目的に作成した文書5及び文書6のうち、公図と現地の位置関係が著しく異なる特定堤防の北側地域では、「登記事項等で明らかになっていないもの」として、公図と現地の状況が異なる土地の位置（地番、位置が特定され得る情報）や当該土地に関する境界（境界点、境界線）、面積（面積を導くことができる境界座標、境界点間距離）、登記名義人の氏名は不開示としている。

また、公図と現地の位置関係がおおむね合致している堤防南側地域の場合であっても、現地調査の結果が登記事項等と必ずしも一致しているとは限らず、現地の利用状況が登記事項と異なっている場合や境界情報が登記事項等で明確になっていない場合などがあり得る。そのため、文書5及び文書6のうち、登記事項と異なる地目、登記簿及び公図では明らかでない境界（境界点、境界線）及び面積（境界座標、境界点間距離）、登記されていない権利の種類及び権利者の氏名については、「登記事項等で明らかになっていないもの」として不開示としている。なお、「公図」地域であっても、登記所に「地積測量図」が備え付けられている土地で、この地積測量図と用地実測平面図の境界情報が一致する場合はその部分は登記事項等で明らかなものとして開示している（該当箇所：特定地番D）。

#### イ 文書1ないし文書3

これらは、河川法（昭和39年法律第167号）26条及び27条による特定河川における工作物新築・土地の形状変更等の許可書とその関連文書一式である（許可通知書、許可書、着手届送付書、着

手届，調査意見書，申請事業審査意見書，許可申請書一式）。

原処分は，このうち「氏名，住所，印影等」を不開示情報に該当するとして不開示とした。

まず，文書1の33枚目，文書2の17枚目，文書3の31枚目の各同意書中の特定団体長の印影は，これを明らかにすることによって偽造等のおそれがあることから，当該組合の正当な利益を害するおそれがあるということができ，法5条2号イにいう不開示情報に該当する。

その他の不開示部分については，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるため，法5条1号本文の不開示情報に該当し，原則として，同号ただし書イ，ロ又はハにも該当しない。

もっとも，文書1の21・23・42枚目，文書2の31・33・42枚目，文書3の18・20枚目の，特定地番E，特定地番F，特定地番G・特定地番H，特定地番Iないし特定地番S，特定地番Tの登記簿上の所有者氏名（特定個人B）については，登記事項証明書により公にされているため，開示することとする。

#### ウ 文書4

原処分は，転写連続図（特定地域G・特定地域H，特定地域I・特定地域J）の転写者及び主任担当者の氏名を不開示とした。これらは，当該用地調査等業務を請け負った業者の担当者等の氏名であり，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し，同号イ，ロ又はハにも該当しないから，不開示としたことは妥当である。

#### エ 文書5

##### （ア）土地調査表

原処分は，①「戸籍簿等，法人又は商業の登記記録」欄の住所，氏名又は名称，生年月日，②現況調査の部の地積，③「所有権以外の権利又は仮登記の調査」欄の境界に関する情報，権利設定の根拠規定，権利の種類，権利者の住所・氏名，土地の利用状況，④調査者の氏名を不開示とした。

①は，文書5では全て法人ではなく全て個人（自然人）の情報であるから，個人に関する情報であって公にされていない戸籍・住民票等を調査した結果得られた情報のため，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文）に該当し，②は，所有者個人の借地予定面積及び残地面積を示すものであるが，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報又は識別することはできないが公にすることによりなお権利利益を害するおそれが

ある情報といえ、借地の面積は登記事項の地積と必ずしも一致するものでもなく同号イ、ロ又はハにも該当しない。③及び④も、個人に関する情報で、特定の個人を識別することのできる情報又は識別することはできないが公にすることによりなお権利利益を害するおそれがある情報であって、登記事項でもないから、同号イ、ロ又はハにも該当しない。

なお、農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）52条の2）に記録された情報は、農地の所有者・権利者（賃借人等）の住所や権利設定の根拠規定等を除き、公表するものとされている（同法52条の3第1項、同法施行規則104条1項2号）。そのため、原処分が不開示とした、本件土地調査表3枚目の③「所有権以外の権利又は仮登記の調査」欄のうち、権利の種類・権利者の氏名（農地台帳の記録事項）については、法5条1号イに該当し、開示することとする。一方、権利者の住所及び権利設定の根拠規定については、公表することが適当でない事項（農地法施行規則104条1項2号）とされているため不開示を維持する。

#### （イ）権利者一覧表

原処分は、①「登記名義人」欄の登記名義人の状況、現所有者等の「続柄、氏名、現住所、郵便番号、生年月日、年齢、電話番号」欄、立会者の「続柄及び氏名」欄と②欄外の凡例の一部を不開示としたところ、①は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することのできる情報であって、②は、該当地域は公図と現地の状況が著しく異なるため、借地予定の地番を示す凡例は位置を特定する情報となることから、個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示としたことは妥当である。

#### （ウ）実測平面図

原処分は、①地番及び地目、所有者の氏名、実測面積、境界線、境界点の名称、境界点間距離、境界座標、権利者の氏名又は名称のうち登記事項等で明らかになっていないもの、②主任技術者及び主任担当者の氏名を不開示とした。①は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）であり、地目、実測面積、境界線、境界点の名称、境界点間距離、境界座標は登記事項と一致しない情報であること、さらに、当該地域のうち公図と現地の位置関係が著しく異なる土地の位置関係を示す地番及び所有者の氏名についても登記事項等で明らかになっておらず同号イ、ロ又はハに該当しない。②は、個人に関する情報であって特定個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）であって、同号イ、ロ又は

ハにも該当しない。したがって、これらの原処分は妥当である。

なお、原処分が不開示とした権利者（賃貸人等）の氏名又は名称については、前記土地調査表と同様、法5条1号イに該当するから、開示することとする。

(エ) 用地平面図

原処分は、①地番及び地目、所有者の氏名、境界線、権利者の氏名又は名称のうち登記事項等で明らかになっていないもの、②主任技術者及び主任担当者の氏名を不開示とした。これらも、前記実測平面図と同様の理由から、不開示としたことは妥当である。

なお、権利者の氏名又は名称については、前記土地調査表と同様、法5条1号イに該当するから、開示することとする。

(オ) 用地平面図面積入り

原処分は、①地番及び地目、所有者の氏名、実測面積、境界線、権利者の氏名又は名称のうち登記事項等で明らかになっていないもの、②主任技術者及び主任担当者の氏名を不開示とした。これらも、前記実測平面図と同様の理由から、不開示としたことは妥当である。

なお、権利者の氏名又は名称については、前記土地調査表と同様、法5条1号イに該当するから、開示することとする。

(カ) 土地境界立会確認書、委任状

原処分は、土地境界立会確認書の①所有者及び立会者の住所・氏名（自署）及び印影、電話番号、所有者との続柄、②地番及び登記名義人の氏名のうち登記事項等で明らかになっていないもの、③添付図面の地番、所有者の氏名、権利者の氏名、境界線、境界点の名称、境界点間距離、境界座標のうち登記事項等で明らかになっていないもの、委任状の④受任者及び委任者の住所・氏名の自署及び印影、生年月日、電話番号、土地の表示の地番及び地積、登記名義人のうち登記事項等で明らかになっていないものを不開示とした。

いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し、また、登記事項等と一致しないため同号イにも該当しないことは前記実測平面図と同様であって、不開示とした原処分は妥当である。

なお、2枚目の添付図面の権利者の氏名については、前記土地調査表と同様、法5条1号イに該当するから、開示することとする。

オ 文書6

(ア) 土地調書

原処分は、①土地所有者の住所及び氏名（自署）、印影、②地番及び地積、権利設定の根拠規定、権利の種類、権利者の氏名のうち登記事項等で明らかになっていないもの、③添付図面の地番、所有

者の氏名、実測面積、境界線、境界情報、権利者の氏名のうち登記事項等で明らかになっていないものを不開示とした。審査請求人のいう「土地調書特定日C（基準点）特定地点の周りの名前等を公開しているのに、事件現場の一部黒塗りで公開している。」はこの部分と解される。

いずれも、個人に関する情報であって、特定個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し、登記事項ではないあるいは公図と現地の状況が一致しないことなどから同号イにも該当せず、不開示とした原処分は妥当である。土地調書の添付図面（P3）の特定地点付近が堤防であって、堤防の北側である堤外地は公図と現地の位置関係が著しく異なるため、当該土地の位置が特定され得る情報となる地番・所有者名・境界等は登記事項等で明らかになっておらず、不開示としているが、堤防の南側である堤内側は公図と現地の位置関係がおおむね合致しているため登記事項等で確認できる地番・所有者名・境界等は開示としている。

なお、11枚目の権利の種類（権利設定の根拠規定を除く。）、権利者の氏名及び12枚目の添付図面の権利者の氏名については、前記土地調査表と同様、法5条1号イに該当するから開示することとする。

#### （イ）土地賃貸借契約書

原処分は、①頭書の所有者の氏名、3条1項の賃貸借の期間、4条1項の賃貸借料、所有者の住所・氏名の自署及び印影、契約年月日、②別表土地の表示の地番及び面積のうち登記事項等で明らかになっていないものを不開示とした。審査請求人のいう「土地境界立会確認書の国土調査法に基づく19条5項資料の・土地賃貸借契約書とかの契約年月日の黒塗りで公開は可笑しい。」はこの不開示部分に含まれると解される。

いずれも、個人に関する情報であって、特定個人を識別することのできる情報又は特定個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報（法5条1号本文）に該当し（借地期間及び契約年月日についても個人の資産内容の変動状況が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。）、登記事項ではないあるいは公図と現地の状況が一致しないことなどから同号イにも該当せず、不開示とした原処分は妥当である。

#### （ウ）用地平面図

原処分は、①地番、地目、所有者の氏名、境界線、権利者の氏名又は名称のうち登記事項等で明らかになっていないもの、②主任技術者及び主任担当者の氏名を不開示とした。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報（同条1号本文前段）に該当し、登記事項ではないあるいは公図と現地に状況が一致しないことなどから同号イにも該当せず、不開示としたことは妥当である。

なお、原処分で不開示とした権利者の名称については、前記土地調査表と同様、法5条1号イに該当するから、開示することとする。

#### カ 文書7

原処分は、2条1項の土地の引渡期限、土地所有者の住所・氏名の自署及び印影を不開示とした。

いずれも、個人に関する情報であって、特定個人を識別することのできる情報又は特定個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報（法5条1号本文）に該当し、同号イ、ロ又はハにも該当せず、不開示とした原処分は妥当である。

所有者（売主）の氏名は、登記簿等において公にされているため（文書4の全部事項証明書写し20枚目）、文書7の冒頭の氏名（国（買主）の職員による記載と思われる。）は開示しているが、末尾の住所・氏名（自署）は、その筆跡自体が公にされているとはいえず、法5条1号イに該当しない。また、印影についても、その印影自体が公にされているとはいえず、同様に法5条1号イに該当しない。

#### キ 文書8

原処分は、①所有者の氏名、地目、境界線、三斜求積の底辺・高さのうち登記事項と一致しないもの、②測量者の氏名及び印影を不開示とした。

①のうち、個人が所有者の土地に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し、登記事項と一致せず、その他法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえず、法人等が所有者の土地に関する情報は、登記事項等として公にされておらず、公にすることにより当該法人等の資産状況を明らかにすることとなり、正当な利益を害するおそれがあるから、それぞれ不開示とした原処分は妥当である。②は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）、同号イ、ロ又はハにも該当しないから、不開示とした原処分は妥当である。

### (3) 結論

以上より、一部の点については、開示に変更することとするが、それ

以外について原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月15日 審議
- ④ 令和6年4月11日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月6日 審議
- ⑥ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、開示請求の対象として別紙の5に掲げる文書を特定すべきであり、本件対象文書の不開示部分が開示すべきであるとして原処分の取消しを求めていると解される。これに対し、諮問庁は、原処分における不開示部分のうち、別表1に掲げる部分は新たに開示するが、その余の部分（別表2の2欄及び3欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において諮問書に添付された原処分の開示実施文書を確認したところ、別紙の6に掲げる部分が塗抹されていると認められるが、当該部分は、原処分の行政文書開示決定通知書の「2. 不開示とした部分とその理由」欄に記載されているとは認め難いことから、原処分において不開示とされていないと解するほかなく、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求における開示請求書の記載（本件請求文書）は、別紙の2のとおりであるところ、理由説明書（上記第3の3（1））において述べたとおり、本件開示請求では、審査請求人の請求意図を把握した上で処分庁の側で開示請求書の別紙リスト（文書のリスト）を作成し、この中から審査請求人が選択あるいは加筆する形で請求を行っており、請求後も再三の補正や意思確認を行った上で原処分に至って

いるものである。

イ 審査請求人は「旧特定個人A名義の土地に関する公開書類及び周辺の土地使用及び売買契約書」（特定個人Aは審査請求人の（略）である。）を請求したと主張するが、審査請求人が別紙リストの末尾に記載した「（略）の土地」では場所を特定できないため、土地の場所を審査請求人から確認し、その上で請求文書名を補正して原処分を行った。また、別紙リストの丸が付けられた文書のうち、図面赤丸の土地に接する「特定地域A、特定地域B、特定地域C」に関する用地買収及び借地に関する文書は全て特定し、特定地域D、特定地域E、特定地域Fは接しないため、対象外として除いている。

ウ 審査請求人が開示文書として特定すべきであったと主張する、「特定個人Aの境界許可の解除資料（特定年A時）とか、伺い書」に該当する文書としては、特定年Aの官民境界確定書（特定地番A）の取下げに係る文書（別紙の4に掲げる文書）が該当し、それ以外に該当する文書はないと認識している。

別紙の4に掲げる文書に関しては、特定日Dの処分庁と審査請求人の打合せにおいて、審査請求人から「（略）と交わした特定年Bの境界決定書のみ開示請求する」との発言があり（当該文書は別件の先行請求案件において開示（特定日E付け開示決定））、また、令和2年2月7日の処分庁と審査請求人の協議においても、審査請求人から特定年Aの境界確定書の話は出ず、工事の許可の話が主になっていたため、処分庁としては、審査請求人に別紙の4に掲げる文書の開示請求の意思はないと認識し、別紙リストにも不掲載とした。不掲載の状態での審査請求人との協議においても、審査請求人は何ら主張をしていなかった。

また、処分庁は、令和2年2月7日付け開示請求書における「1請求する行政文書の名称等」欄の記載だけでは開示を求める文書を特定するのが困難であったことから、同日以降、文書の特定を行うために、審査請求人に対して改めて意思確認を行った上で別紙リストを作成し、開示を求める文書を丸で示してもらった形で、同月25日付けで開示請求書を提出し直してもらった。しかし、その際の補正手続においても、審査請求人は別紙の4に掲げる文書について何ら主張をしていなかったため、処分庁としては、審査請求人に別紙の4に掲げる文書の開示請求の意思はないと認識し、別紙リストにも掲載しなかった。なお、当該補正は、処分庁が審査請求人に直接聞き取る形で行っているため、開示請求書を書き換えるといった形での補正の形跡は残っていないが、その手続に問題はないと考えている。

したがって、別紙の4に掲げる文書は、本件開示請求書で開示を求めた文書に含まれるとは認められず、審査請求人が開示請求の範囲を超えた文書の開示を求めるのであれば、別途の開示請求の手続が必要であるから、原処分において当該文書を特定しなかったことは妥当であると考えている。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 本件開示請求の対象として特定すべき文書について、諮問庁は上記のとおり説明するが、当初、審査請求人が提出した令和2年2月7日付け開示請求書（別紙の1に掲げる補正前の請求文書）の「1 請求する行政文書の名称等」欄には「境界確認した資料」と記載されており、当該文書について、いつ時点で作成されたものであるのか、その範囲を定義付けていない。

また、審査請求人が令和2年2月25日付けで提出し直した開示請求書に係る補正手続において、同月7日付け開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄の記載にかかわらず、審査請求人の意思が本件開示請求は別紙リストに列挙された文書のこののみを指すもの（同欄に記載された条件に合致しても、別紙リストに含まれないもの（具体的には、別紙の4に掲げる文書）は不要）であることが明確になるように補正を行ったという実態は認められない。

イ そうすると、審査請求人の意思が別紙の4に掲げる文書の開示を除外するものとは認め難く、審査請求人が開示を求める「境界確認した資料」については特定年Bの境界決定書のみと狭く捉えず、別紙の4に掲げる文書を含む境界関係資料全般の開示を求めるものと解釈することが相当であると考えられる。

ウ 当審査会において諮問庁から別紙の4に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、特定年Aに作成された、特定地域Aの土地に係る官民境界確定書の取下げに関する文書であり、その記載内容から、本件対象文書に該当すると認められる。

また、当該文書の外に、四国地方整備局において本件対象文書に該当する文書を保有していると認めるべき特段の事情は認められない。

エ したがって、四国地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をするべきである。

### 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示維持部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、不開示維持部分の内容は別表2の2欄及び3欄のとおりであり、不開示理由については別表2の4欄のとおり

である旨説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところ、各不開示維持部分の記載内容はおおむね別表2の2欄及び3欄の諮問庁の説明のとおりであると認められる。

(1) 別表2の番号1及び3ないし15に掲げる不開示維持部分について  
(法5条1号該当性)

ア 当該不開示維持部分は、個人の氏名が記載された部分については当該記載自体が、また、個人の氏名と当該個人に係る情報が併せて記載された部分については、当該部分の記載全体がそれぞれ一体として、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の4欄のとおり説明するところ、当該諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

また、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該不開示維持部分のうち、別表2の番号5及び11に掲げる部分(権利設定の根拠規定及び権利者の住所)については当該権利者の氏名が新たに開示されることとなること(別表1の番号2及び7)、また、その余の部分については個人識別部分であることから、いずれの部分も同項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2の番号2及び16に掲げる不開示維持部分について(法5条2号イ該当性)

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表2の4欄のとおり説明する。

イ 上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、当該不開示維持部分は、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、四国地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 石川千晶, 委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 補正前の請求文書

特定地番B～特定地番C付近までの公図及び航空写真，登記，契約書，立会等の境界確認した資料と国が策政（原文ママ）した工事関係書類一式（用地）工事借地に係る及び国の取得に係るもの 特定橋A～特定橋Bまでの間の堤内外の資料（管理）特定日A許可特定文書番号Aの書類

※ 行政文書開示請求書の別紙（省略）に審査請求人が手書きで請求する文書を指定

### 2 補正後の請求文書（本件請求文書）

別紙（省略）のとおり（該当文書の番号に丸印をつけた文書）①②③⑧⑨⑪⑭⑲に訂正する。

① 特定日A許可 特定文書番号A

② 特定日F許可 特定文書番号B

③ 特定日G許可 特定文書番号C

⑧ 特定年度A 高潮堤防外用地調査等業務

⑨ 特定年度B 特定堤防用地調査業務（境界確認資料も含む）

⑪ 特定年度B土地借入台帳及び土地賃貸借契約書原本綴 特定地区②

⑭ 特定年度C 土地売買に関する契約書

⑲ 特定年度D 用地実測平面図

※ ⑧，⑨，⑪及び⑭は，別添図面（省略）の赤丸に接する土地に関する書類のみ

### 3 本件対象文書

文書1 特定日A許可 特定文書番号A

文書2 特定日F許可 特定文書番号B

文書3 特定日G許可 特定文書番号C

文書4 特定年度A 高潮堤防外用地調査等業務成果品のうち

- ・ 土地の登記記録一覧表
- ・ 全部事項証明書写し（特定地域A，特定地域B，特定地域C）
- ・ 旧土地台帳写し（特定地域B，特定地域C）
- ・ 旧公図転写連続図（特定地域B，特定地域C）
- ・ 字切図写し
- ・ 旧公図（マイラー）写し
- ・ 転写連続図（特定地域G・特定地域H，特定地域I・特定地域J）

文書5 特定年度B 特定堤防用地調査業務成果品のうち

- ・ 公図写し

- ・ 旧公図（マイラー）写し
- ・ 転写連続図
- ・ 土地の登記記録一覧表
- ・ 全部事項証明書写し
- ・ 登記事項要約書写し
- ・ 土地調査表
- ・ 権利者一覧表
- ・ 実測平面図
- ・ 用地平面図
- ・ 用地平面図面積入り
- ・ 土地境界立会確認書，委任状

文書6 特定年度B土地借入台帳及び土地賃貸借契約書原本綴 特定地区

②のうち

- ・ 土地調書
- ・ 土地賃貸借契約書
- ・ 用地平面図

文書7 土地売買に関する契約書

文書8 特定年度D 用地実測平面図

#### 4 開示決定等をすべき文書

特定年Aの官民境界確定書（特定地番A）の取下げに係る文書

#### 5 審査請求人が開示すべきである旨主張する文書

「行政文書（特定日B・協議・打合せ簿）にも記載し確認している資料（特定橋Aから特定橋Bの間で，堤防に関する工事や買収及び借地・開発申請書から境界許可の解除（特定年A）までの全ての資料と特定していながら，特定個人Aの境界許可の解除資料（特定年A時）とか，伺い書」

#### 6 原処分において不開示とされていないと解される部分

文書5のうち，権利者一覧表の「登記名義人」欄の登記名義人の状況及び実測平面図の「不動産番号」欄の一部の記載

別表

1 諮問庁が新たに開示している部分

1 番号	2 本件対象文書	3 新たに開示する部分
1	文書 1 ないし 文書 3	文書 1 の 2 1 ・ 2 3 ・ 4 2 枚目，文書 2 の 3 1 ・ 3 3 ・ 4 2 枚目，文書 3 の 1 8 ・ 2 0 枚目の，特定地番 E，特定地番 F，特定地番 G ・ 特定地番 H，特定地番 I ないし特定地番 S，特定地番 T の登記簿上の所有者氏名（特定個人 B）
2	文書 5	土地調査表 3 枚目の③「所有権以外の権利又は仮登記の調査」欄のうち，権利の種類・権利者の氏名（農地台帳の記録事項）
3		実測平面図のうち権利者（賃貸人等）の氏名又は名称
4		用地平面図のうち権利者（賃貸人等）の氏名又は名称
5		用地平面図面積入りのうち権利者（賃貸人等）の氏名又は名称
6		土地境界立会確認書 2 枚目の添付図面の権利者の氏名
7		文書 6
8		用地平面図のうち権利者の名称

2 不開示維持部分

1 番号	2 本件対象文書	3 諮問庁が説明する不開示情報の内容	4 諮問庁が説明する不開示理由
1	文書 1 ないし 文書 3	氏名（別表 1 の 1 に掲げる部分を除く。），住所，印影等	当該情報は，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるため，法 5 条 1 号本文前段の不開示情報に該当する。文書 1 ないし文書 3 に記載された地域のうち公図と現地の位置関係が著しく異なる土地の位置関係を示す所有者等の氏名は登記事項等で明らかになっておらず，また，その余の情報も法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にす

			ることが予定されていないことから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。
2		特定団体長の自署及び印影	当該情報は，公にすることにより，文書の偽造等に利用され，当該組合の正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イの不開示情報に該当する。
3	文書4	転写連続図（特定地域G・特定地域H，特定地域I・特定地域J）の転写者及び主任担当者の氏名	当該情報は，用地調査等業務を請け負った業者の担当者等の氏名であり，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当する。当該情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されていないことから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。
4	文書5	土地調査表の①「戸籍簿等，法人又は商業の登記記録」欄の住所，氏名又は名称，生年月日，②現況調査の部の地積，③「所有権以外の権利又は仮登記の調査」欄の境界に関する情報，土地の利用状況，④調査者の氏名	<p>左記①の情報は，全て個人（自然人）の情報であって公にされていない戸籍・住民票等を調査した結果得られた情報であるため，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当する。当該情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されていないことから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p> <p>左記②の情報は，所有者個人の借地予定面積及び残地面積を示すものであるが，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報又は識別することはできないが公にすることによりなお権利利益を害するおそれがある情報（法5</p>

		<p>条1号本文後段)といえ、借地の面積は登記事項の地積と必ずしも一致するものでもなく同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p> <p>左記③及び④の情報も、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することのできる情報又は識別することはできないが公にすることによりなお権利利益を害するおそれがある情報であって、登記事項でもないから、同号ただし書イ、ロ又はハには該当しない。</p>
5	土地調査表の「所有権以外の権利又は仮登記の調査」欄の権利設定の根拠規定、権利者の住所	<p>当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）であり、当該情報は、公表することが適当でない事項（農地法施行規則104条1項2号）とされているため法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p>
6	権利者一覧表の①現所有者等の「続柄、氏名、現住所、郵便番号、生年月日、年齢、電話番号」欄、立会者の「続柄及び氏名」欄、②欄外の凡例の一部	<p>左記①の情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することのできる情報であり、法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないことから同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p> <p>左記②の情報は、該当地域は公図と現地の状況が著しく異なるため、借地予定の地番を示す凡例は位置を特定する情報となることから、個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが開示することにより個人の権利利益を害する</p>

		おそれがあるため法5条1号本文後段の不開示情報に該当し，登記事項ではないあるいは公図と現地に状況が一致しないことなどから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。
7	<p>実測平面図，用地平面図及び用地平面図面積入りの①地番及び地目，所有者の氏名，実測面積，境界線，境界点の名称，境界点間距離，境界座標のうち登記事項等で明らかになっていないもの，②主任技術者及び主任担当者の氏名</p>	<p>左記①の情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）であり，地目，実測面積，境界線，境界点の名称，境界点間距離，境界座標は登記事項と一致しない情報であること，さらに，当該地域のうち公図と現地の位置関係が著しく異なる土地の位置関係を示す地番及び所有者の氏名についても登記事項等で明らかになっておらず同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p> <p>左記②の情報は，個人に関する情報であって特定個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）に該当する。当該情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されていないことから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p>
8	<p>土地境界立会確認書の①所有者及び立会者の住所・氏名（自署）及び印影，電話番号，所有者との続柄，②地番及び登記名義人の氏名のうち登記事項等で明らか</p>	<p>当該情報は，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し，また，登記事項等と一致しないため同号ただし書イに該当しないことは上記6①に掲げる不開示情報と同様であり，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p>

		<p>になっていないもの、③添付図面の地番、所有者の氏名、境界線、境界点の名称、境界点間距離、境界座標のうち登記事項等で明らかになっていないもの</p>	
9		<p>委任状の受任者及び委任者の住所・氏名の自署及び印影、生年月日、電話番号、土地の表示の地番及び地積、登記名義人のうち登記事項等で明らかになっていないもの（2枚目の添付図面の権利者の氏名を除く。）</p>	<p>当該情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し、また、登記事項等と一致しないため同号ただし書イに該当しないことは上記6①に掲げる不開示情報と同様であり、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p>
10	文書6	<p>土地調書の①土地所有者の住所及び氏名（自署）、印影、②地番及び地積のうち登記事項等で明らかになっていないもの、③添付図面の地番、所有者の氏名、実測面積、境界線、境界情報のうち登記事項等で明らかになっていないもの</p>	<p>審査請求人のいう「土地調書令和1年10月23日（基準点）特定地点の周りの名前等を公開しているのに、事件現場の一部黒塗りで公開している。」はこの部分と解される。</p> <p>左記①ないし③の情報は、いずれも、個人に関する情報であって、特定個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し、登記事項ではないあるいは公図と現地の状況が一致しないことなどから同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。土地調書の添付図面（P3）の特定地点付近が堤防であって、堤防の北</p>

			側である堤外地は公図と現地の位置関係が著しく異なるため、当該土地の位置が特定され得る情報となる地番・所有者名・境界等は登記事項等で明らかになっておらず、不開示としている。
1 1		土地調書の権利設定の根拠規定	当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）であり、当該情報は、公表することが適当でない事項（農地法施行規則104条1項2号）とされているため法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。
1 2		土地賃貸借契約書の①頭書の所有者の氏名，土地賃貸借契約書3条1項の賃貸借の期間，同契約書4条1項の賃貸借料，所有者の住所・氏名の自署及び印影，契約年月日，②別表土地の表示の地番及び面積のうち登記事項等で明らかになっていないもの	<p>審査請求人のいう「土地境界立会確認書の国土調査法に基づく19条5項資料の・土地賃貸借契約書とかの契約年月日の黒塗り公開は可笑しい。」はこの不開示部分に含まれると解される。</p> <p>当該情報は、いずれも、個人に関する情報であって、特定個人を識別することのできる情報又は特定個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報（法5条1号本文後段）に該当し（賃貸借の期間，賃貸借料及び契約年月日についても個人の資産内容の変動状況が明らかとなり，個人の権利利益を害するおそれがある。），登記事項ではないあるいは公図と現地の状況が一致しないことなどから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。</p>
1 3		用地平面図の①地番，地目，所有者	当該情報は、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識

		の氏名，境界線のうち登記事項等で明らかになっていないもの，②主任技術者及び主任担当者の氏名	別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し，登記事項ではないあるいは公図と現地に状況が一致しないことなどから同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。
14	文書7	土地売買に関する契約書2条1項の土地の引渡期限，土地所有者の住所・氏名の自署及び印影	当該情報は，いずれも，個人に関する情報であって，特定個人を識別することのできる情報又は特定個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報（法5条1号本文後段）に該当する。土地の引渡期限は法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されておらず，また，末尾の住所・氏名（自署）はその筆跡自体が公にされているとはいえず，さらに，印影についてもその印影自体が公にされているとはいえないことから，同号ただし書イには該当せず，同号ロ又はハにも該当しない。
15	文書8	①所有者である個人の氏名，地目，境界線，三斜求積の底辺・高さのうち登記事項と一致しないもの，②測量者の氏名及び印影	左記①の情報のうち，個人が所有者の土地に関する情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当し，登記事項と一致せず，その他法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているとはいえず，同号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ又はハにも該当しない。  左記②の情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することのできる情報（法5条1号本文前段）に該当する。当該情報は，法

			令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないことから同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。
16		所有者である法人の名称、地目、境界線、三斜求積の底辺・高さのうち登記事項と一致しないもの	当該情報は、登記事項等として公にされておらず、公にすることにより、当該法人の資産状況を明らかにすることとなり、正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当する。